

市場価格高騰を踏まえた FIT制度上の制度的対応

2021年2月16日
資源エネルギー庁

目次

- 1. 市場の価格変動がFIT制度へ与える影響に係る基本的考え方**
2. 今般の市場価格高騰のFIT制度への影響
3. 今般の事象を踏まえた具体的対応と今後の制度の在り方
4. 需要家保護を目的としたFIT特定卸供給に係る特例対応

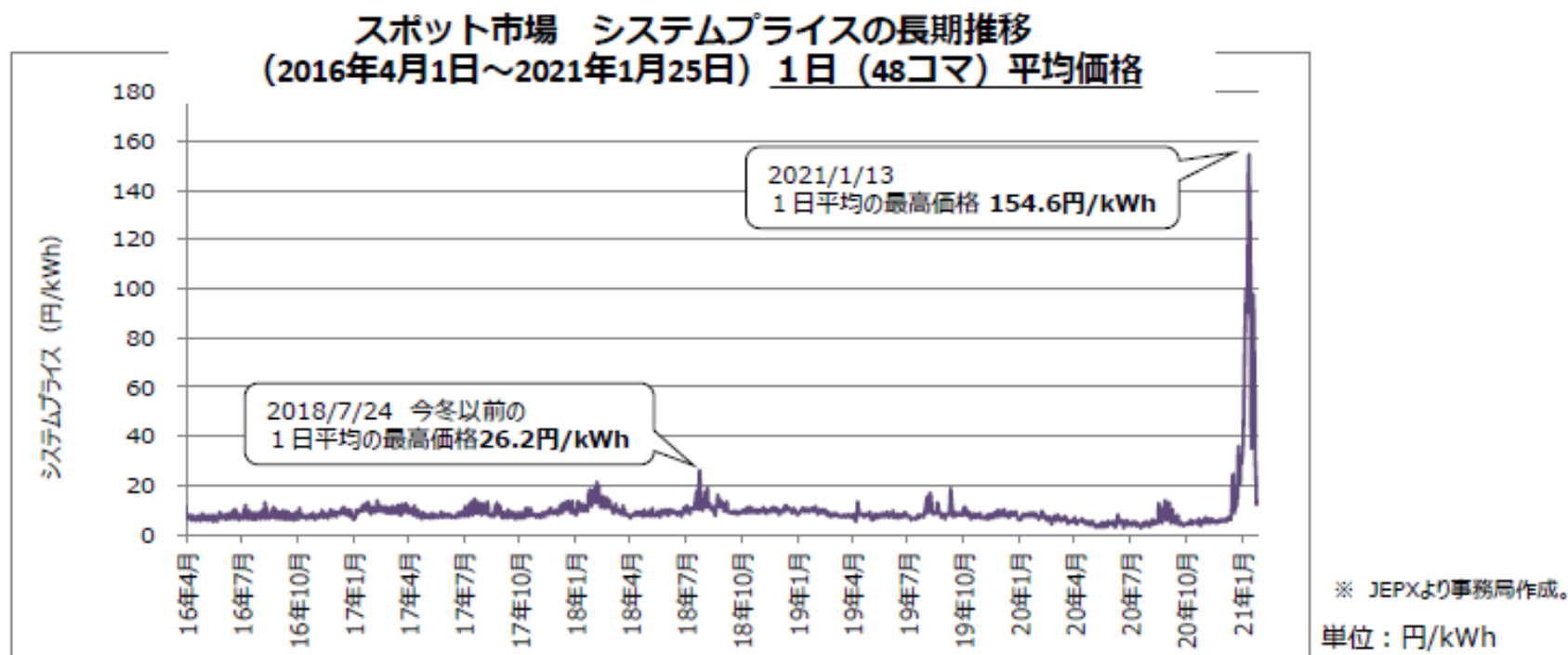
市場の価格変動がFIT制度へ与える影響に係る基本的考え方

- この冬の電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場のスポット平均価格は60円/kWhを超える水準となり、月間平均価格としては過去最高を記録した。
- 市場価格の変動（高騰、暴落の双方）について、FIT制度へ与える影響をステークホルダーごとに整理すると以下のとおり。
 - ① **FIT認定事業者（発電事業者）**： 市場リスクから切り離れた固定価格での買取りが継続されており、市場価格の変動による影響は及ばない。
 - ② **買取義務者**： 回避可能費用の水準が市場価格連動となっている場合には、市場価格の変動の影響を受けるが、買い取ったFIT電気を市場で売電すれば、変動の影響を転嫁できる仕組みであり、影響はニュートラルであるとみなされる。
 - ③ **小売電気事業者**： FIT電気を市場経由、または特定卸供給（任意卸供給を含む。以下同じ。）によって調達している場合は、その調達価格が市場価格と連動することから、調達費用の増加という形で、市場価格高騰の影響が及ぶ。
 - ④ **国民（需要家）**： 市場価格が低いときは、調達価格から回避可能費用を控除した残額を賦課金で補填する仕組みであるところ、反対に、市場価格が高いときは、回避可能費用が上昇することにより、補填額が減少し、負担が軽減される。
- なお、FIT制度は、**固定価格買取による「投資インセンティブの確保」と「市場取引の免除」を通じ、発電事業者の再エネ投資を国民負担で支える**制度であり、競争市場において、小売電気事業者の再エネ電気の調達を国民負担で支えることは目的ではないことに留意が必要。

卸市場価格状況（スポット市場システムプライスの推移）

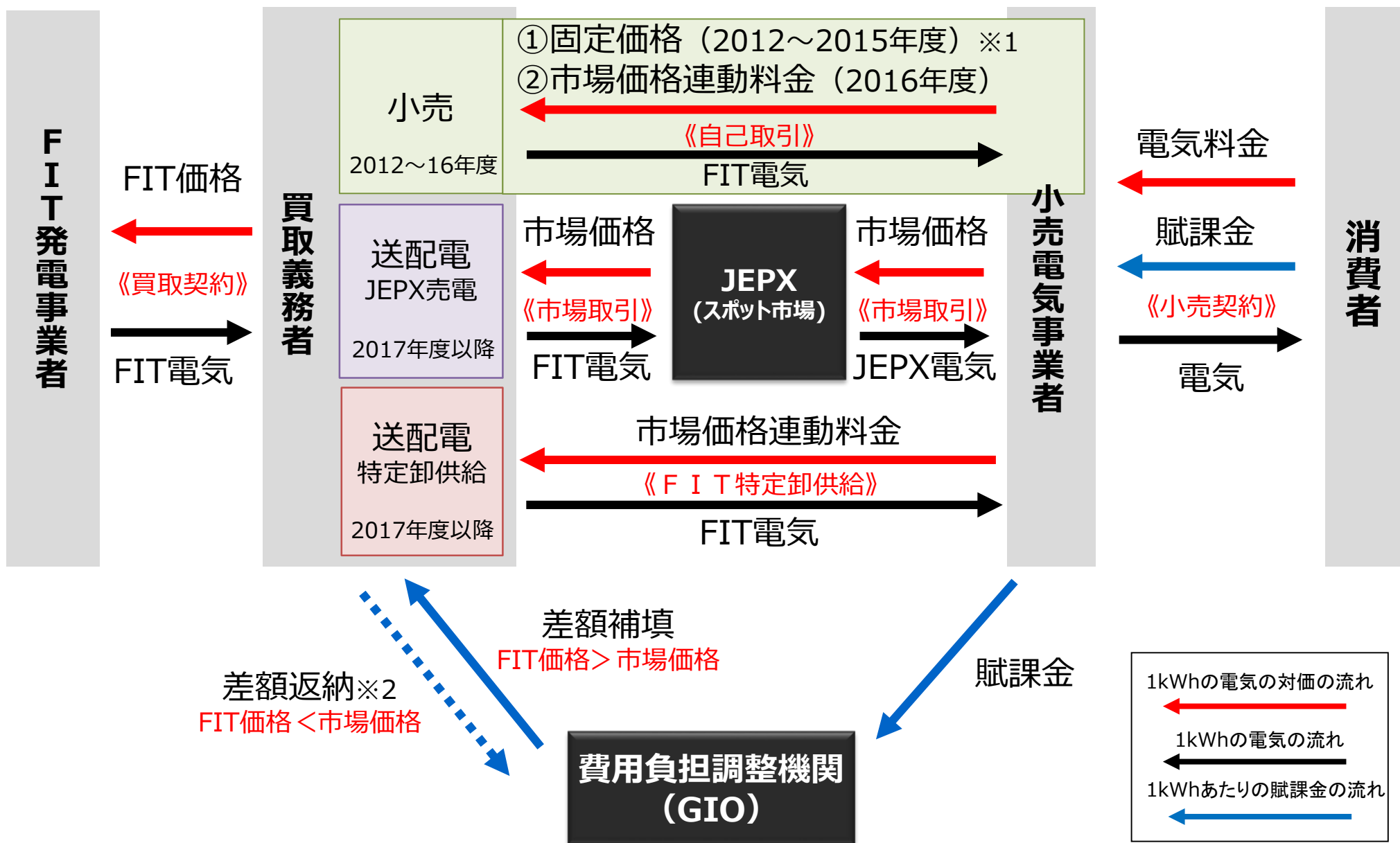
電力・ガス取引監視等委員会第54回制度設計専門会合
(2021年1月25日) 資料 6 より抜粋

- 2020年12月中旬以降、スポット市場価格が高騰。1月に入り、1日（48コマ）平均で100円/kWhを超える日も出ており、1月13日には1日平均の最高価格154.6円/kWhを記録。
- この背景としては、寒波の到来に伴う電力需要の増加や、燃料在庫の減少に伴うLNG火力の出力低下等の要因が考えられる。



	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (~1/25)
システムプライス平均値	16.5	14.7	9.8	8.5	9.7	9.8	7.9	12.1
システムプライス最高値	55.0	44.6	44.9	40.0	50.0	75.0	60.0	251.0

(参考) FIT電気が、消費者に届くまでの電気と対価の流れ



※1 2021年4月以降は、①についても市場価格連動料金となる。

※2 差額返納制度は、2022年4月より開始予定。

FIT制度における買取の契約形態の種類

- FIT制度において、買取義務者は、FIT設備の認定年度に応じて、小売電気事業者と送配電事業者に分かれている。

2012年度から2016年度までに認定を受けた案件※ ⇒ 小売買取

2017年度以降に認定を受けた案件 ⇒ 送配電買取

※小売電気事業者と発電事業者で合意がなされた場合には、送配電買取に移行することが可能。
また、特定契約の主要項目に変更が生じた場合には、送配電買取に移行する必要がある。

※特定契約締結が2017年度以降の場合、2012年度から2016年度までに認定を受けた案件であっても送配電買取となる。

- 送配電事業者が買い取った電気の取引方法は、市場売電を基本とした上で、発電事業者と小売電気事業者との間で合意が成立している場合には、特定卸供給※という契約形態により、当該小売電気事業者が特定のFIT電源の電気を調達することを可能としている。

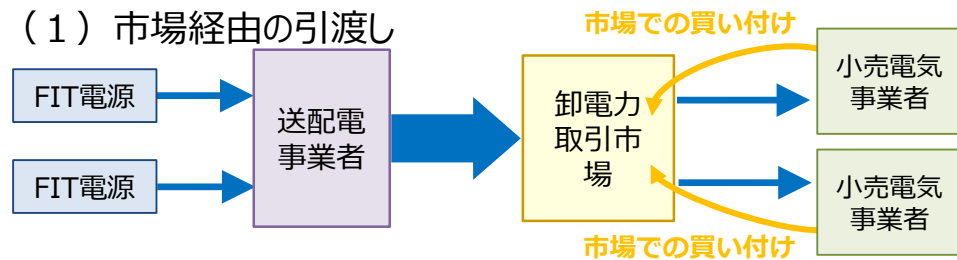
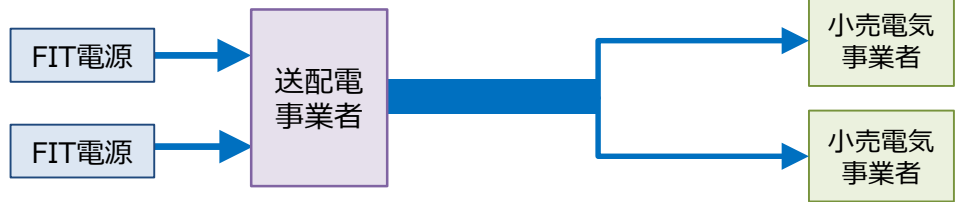
※なお、離島・沖縄や、災害時に卸電力取引市場が使用できない場合には、発電設備を特定せず、申込みを行った小売電気事業者に、FIT電気を引き渡す任意卸供給も利用される。

(参考) 小売買取と送配電買取の種別

<小売買取>

契約上の電気の流れのイメージ	詳細
 <pre> graph LR FIT[FIT電源] --> Small[小売電気事業者] </pre>	✓ 発電事業者と、小売電気事業者で特定契約を締結し、売電。 ✓ 売買価格は、原則として調達価格となるが、別途、プレミアムを支払うことも可。

<送配電買取>

契約上の電気の流れのイメージ	詳細
(1) 市場経由の引渡し  <pre> graph LR FIT1[FIT電源] --> SD[送配電事業者] FIT2[FIT電源] --> SD SD --> Market[卸電力取引市場] Market -- "市場での買い付け" --> Small1[小売電気事業者] Market -- "市場での買い付け" --> Small2[小売電気事業者] </pre>	✓ 送配電買取においては、この引渡しが原則。 ✓ 発電事業者と送配電事業者で特定契約を締結し、売電。売電価格は、調達価格となる。 ✓ 送配電事業者は、調達した電気をSPOT市場を通じて、小売電気事業者に売電。(売電価格は、SPOT市場価格)
(2-1) 電源・供給先固定型 (特定卸供給)  <pre> graph LR FIT[FIT電源] --> SD[送配電事業者] SD --> Small[小売電気事業者] </pre> ※FIT発電事業者と小売との間に個別の契約が締結されていることが必要。 ※あくまで送配電事業者が買い取った上で、小売電気事業者に供給。	✓ 再生可能エネルギー電気卸供給約款における供給メニューの一つとして措置。 ✓ 発電事業者と送配電事業者で特定契約を締結し、売電。売電価格は、調達価格となる。 ✓ 送配電事業者は、調達した電気を小売りに卸供給する。(売電価格は、SPOT市場価格)
(2-2) 電源・供給先非固定型 (任意卸供給)  <pre> graph LR FIT1[FIT電源] --> SD[送配電事業者] FIT2[FIT電源] --> SD SD --> Small1[小売電気事業者] SD --> Small2[小売電気事業者] </pre> ※個別の電源は特定されず、小売電気事業者にはkWhだけが渡される。	✓ 再生可能エネルギー電気卸供給約款における供給メニューの一つとして措置。 ✓ 利用できる場合は、 ①市場が存在していない地域 (沖縄・離島等) ②市場が存在していても使えない場合等 (災害時等) ✓ 送配電事業者は、調達した電気を小売りに卸供給する。(売電価格は、直前のSPOT市場価格)

(参考) 回避可能費用単価の算定方法

改正FIT法による制度改正について(2017年3月) より抜粋(一部修正)

時期等	回避可能費用単価の算定方法	備考
(1) 2012年度・2013年度 認定分 (小売買取)	全電源平均可変費単価	激変緩和措置 (2020年度末まで一定の 条件を満たせば維持可能) ※激変緩和措置の対象外と なる場合は、(3)の方式で算定
(2) 2014年度・2015年度 認定分 (小売買取)	①全電源平均可変費単価 + 全電源平均固定費単価 ②火力平均可変費単価 の組み合わせ ※①：太陽光、風力、水力の供給力計上した分 + 地熱、バイオマス ②：太陽光、風力、水力の供給力計上していない部分	
(3) 2016年度～ (小売買取)	スポット市場価格 + 時間前市場価格の加重平均 (30分単位)	2021年度以降、小売買取分 はこの方法に一本化
(4) 2017年度～ (送配電買取)	スポット市場価格 (30分単位)	送配電買取の対象は すべてこの方法

目次

1. 市場の価格変動がFIT制度へ与える影響に係る基本的考え方
2. **今般の市場価格高騰のFIT制度への影響**
3. 今般の事象を踏まえた具体的対応と今後の制度の在り方
4. 需要家保護を目的としたFIT特定卸供給に係る特例対応

今般の市場価格高騰によるFIT制度への影響

- 現行FIT制度では、小売買取であって回避可能費用の激変緩和措置の適用対象である場合を除き、買取義務者（一部の小売買取及びすべての送配電買取）の回避可能費用は市場価格連動で決まるものとされている。
- 現行規定において、回避可能費用が市場価格連動の場合の交付金の額は、30分コマごとの買取電力量に、調達価格と当該時間帯の市場価格の差分を乗じて得られた額を、1か月分合計することにより算定している。このとき、1か月分の合計額がマイナスになる場合は、「交付」という行為であることを踏まえ、交付金額をゼロとしている。
- これまで、市場価格が一時的にスパイクして、調達価格を上回ったような場合は、当該コマの金額はマイナスとしてカウントし、1か月分のネット処理により交付金額が算定されてきたため、交付金額をゼロとするような事態は生じなかった。
- 他方、今般の市場価格高騰の影響により、1か月分のネット処理をしてもなお、交付金額がマイナスとなる事態が生じ、その結果、初めて交付金額をゼロとする規定が適用されることとなった。すなわち、賦課金支出はゼロであるものの、買取義務者に収支余剰が生じている。
- なお、改正法において新たに「交付」だけでなく「納付」を可能とする規定を措置していることから、2022年4月以降は、「納付」をさせることも可能となる。

(参考) 現行再エネ特措法の規定①

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)

(再生可能エネルギー電気の供給又は使用の義務)

第十七条 **電気事業者は**、特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するための基準として経済産業省令で定める基準に従い、次の各号に掲げる方法のいずれかにより供給し、又は使用しなければならない。

一 **卸電力取引市場**(電気事業法第九十七条に規定する卸電力取引所が開設する同法第九十八条第一号に規定する卸電力取引市場をいう。次条第三項第一号及び第二十九条第三号において同じ。)における売買取引により供給する方法

二 **小売電気事業者**(電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。)又は登録特定送配電事業者(同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。)に対し、その行う小売供給(同法第二条第一項第一号に規定する小売供給をいう。第二十条第一項において同じ。)の用に供する電気として供給する方法

2 (略)

(再生可能エネルギー電気卸供給約款)

第十八条 電気事業者は、前条第一項第二号に掲げる方法による供給(以下「再生可能エネルギー電気卸供給」という。)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー電気卸供給約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気卸供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該電気事業者に対し、相当の期限を定め、その再生可能エネルギー電気卸供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の水準が卸電力取引市場における電力の売買取引の価格の水準と同程度のものであること。

二～四 (略)

4 (略)

(参考) 現行再エネ特措法の規定②

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)

(交付金の額)

第二十九条 前条第一項の規定により電気事業者に対して交付される交付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を控除して得た額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

一 当該電気事業者が特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。第三十二条第四項及び第三十五条第二項において同じ。)に当該特定契約に係る調達価格を乗じて得た額の合計額

二 当該電気事業者が特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を使用した量に相当する量の電気を自ら発電し、又は調達するとしたならばその発電又は調達に要することとなる費用の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

三 当該電気事業者が特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について卸電力取引市場における売買取引により得られる収入の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

四 当該電気事業者が再生可能エネルギー電気卸供給を行うことにより得られる収入の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)
(再生可能エネルギー電気を使用することによる場合の費用の算定方法)

第二十二條 法第二十九条第二号の経済産業省令で定める方法は、スポット市場における同一の時間帯の売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額(以下「回避可能費用単価」という。)に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気のうち、当該電気事業者が使用した量を乗ずる方法とする。(略)

(卸電力取引市場における売買取引による場合の収入の算定方法)

第二十三條 法第二十九条第三号の経済産業省令で定める方法は、回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気のうち、当該電気事業者が卸電力取引市場における売買取引により受渡しを行った量を乗ずる方法とする。

(再生可能エネルギー電気卸供給による場合の収入の算定方法)

第二十四條 法第二十九条第四号の経済産業省令で定める方法は、回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気のうち、再生可能エネルギー電気卸供給を行った量を乗ずる方法とする。(略)

(参考) 現行再エネ特措法の規定③

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)
(法第二十八条第一項の経済産業省令で定める期間)

第二十条 法第二十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

(交付金の額の算定方法)

第二十一条 法第二十九条各号列記以外の部分の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間ごとに、法第二十九条の規定に基づき算定して得た額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額に第一号及び第二号に掲げる額(当該電気事業者が一般送配電事業者である場合であって当該再生可能エネルギー電気の調達が離島(電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。次条及び第二十四条において同じ。)で行われる場合にあっては、第一号に掲げる額に限る。)を加え、及び第三号に掲げる額を控除するものとする。この場合において、当該方法により算定して得た額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

一～三 (略)

(参考) 改正再エネ特措法(2022年4月施行)の規定

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)

(電気事業者に係る納付金の徴収及び納付義務)

第三十八条 推進機関は、第十五条の三の規定により算定した額が零を下回った場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、その下回った額の納付金を徴収する。

2 電気事業者は、前項の納付金(次条において単に「納付金」という。)を納付する義務を負う。

目次

1. 市場の価格変動がFIT制度へ与える影響に係る基本的考え方
2. 今般の市場価格高騰のFIT制度への影響
- 3. 今般の事象を踏まえた具体的対応と今後の制度の在り方（本日の論点）**
4. 需要家保護を目的としたFIT特定卸供給に係る特例対応

FIT制度における回避可能費用と市場価格連動の今後

① 今年度末まで

- ✓ 2012年度から2015年度までの認定分の小売買取については、回避可能費用に激変緩和措置が適用されており、それらについては市場価格の影響は原則及ばない。
- ✓ 2016年度認定分の小売買取及び送配電買取については、回避可能費用は市場価格連動。ただし、1ヶ月の通算で買取に伴う収支余剰が生じた場合に還元させる規定はない。
- ✓ また、小売買取では、調達価格での非FIT買取を選択することが、運用上可能。

② 2021年度 ※今般の事象を踏まえて、特に議論が必要

- ✓ 過去の小売買取に対する激変緩和措置が終了し、すべての買取分について、回避可能費用は市場価格連動となる。 【昨年10月26日の本合同会議で決定】
- ✓ 1ヶ月の通算で収支余剰が生じた場合の扱いや小売買取における選択的非FIT買取りの扱いについて、今回の事象を踏まえた議論が必要。

③ 2022年度以降

- ✓ 引き続き、回避可能費用はすべて市場価格連動。
- ✓ 加えて、改正法の施行後は、1ヶ月の通算で買取に伴う収支余剰が生じた際には、送配電買取か小売買取かを問わず、法律の規定に基づき、買取義務者に収支余剰相当額を納付させ、賦課金の軽減に充てることとなる。

今般の事象を踏まえた具体的対応と今後の制度の在り方（本日の論点）

- 今般の市場価格高騰を踏まえ、FIT制度において、国民負担の抑制の観点から、以下の点について検討が必要。

論点 1. 2022年4月までに、市場価格高騰等の影響により、長期的に買取費用を市場価格が上回った場合の買取義務者（送配電買取、小売買取双方）に生じる収支余剰の取扱い

論点 2. この冬の市場価格高騰により生じた収支余剰の取扱い

論点 3. 小売買取において、FIT制度の運用上認められている、小売買取事業者による選択的な、調達価格での非FIT再エネ買取りの取扱い

※ なお、送配電買取の形態の一つであるFIT特定卸供給においては、卸料金がスポット市場価格と定められているところ。特定卸供給における料金請求は、検針日単位で1か月ごとに請求されるものであるため、市場価格高騰の影響により、小売事業者には、高額なキャッシュアウトが発生しかねない状況。そのため、需要家への影響を緩和し、安定した電力供給を受けられようにするため、送配電事業者の協力を得て、FIT特定卸供給に係る小売電気事業者の料金の支払いに係る、猶予措置を講じることとした。

- 今後、電力・ガス基本政策小委員会において、今回の卸電力市場価格の高騰に係る検証や、安定供給や市場制度の在り方等に係る検討が並行して行われる予定。

論点 1. 2022年4月までに、市場価格高騰等の影響により、 長期的に買取費用を市場価格が上回った場合の買取義務者 (送配電買取、小売買取双方) に生じる収支余剰の取扱い

- 2022年4月以降は、買取義務の履行により生じた収支余剰について、返還を求め、賦課金軽減に充てる制度が措置される。他方で、今般の事象を踏まえると、それまでの間についても、市場価格が買取費用を上回り、1ヶ月の通算で買取義務者に収支余剰が生じた場合の取扱いを決めておく必要がある。
- この点、①市場価格が安いときは、不足分は賦課金で補填し、国民が負担していること、②そもそも1ヶ月のネット処理により収支余剰が生じない範囲においては、市場価格が買取費用を上回った分は、賦課金額の軽減に充てられていること、を踏まえると1ヶ月の通算をしてもなお、収支余剰が生じる場合の余剰分は賦課金の軽減に充て、国民に還元するのが制度趣旨からして妥当。
- 具体的手法としては、①余剰分の納付を義務付ける方法、②今後の不足分の交付において、今回の余剰分を相殺する方法が考えられるが、現行法上の規定を踏まえると、翌月以降の交付金支払において、相当額を相殺することとしてはどうか。
- ※ 上記の制度変更にあたり、合わせて、小売事業者の電源調達の自由を担保する観点から、小売買取の小売事業者が、自ら希望した場合に、送配電買取へ円滑に移行することができるよう、契約変更等の実務への影響を十分踏まえつつ、必要な措置を検討する。
- ※ これらの措置を踏まえ、2022年4月からの余剰納付制度においても1ヶ月単位の納付とすることとしてはどうか。

論点 2. この冬の市場価格高騰により生じた収支余剰の取扱い ①

- この冬の市場価格高騰により生じている収支余剰について、論点 1 の整理も踏まえつつ、遡及的な取扱いを検討する必要がある。
- この点、送配電買取の収支余剰については、①FIT制度が再エネの利用促進を広く国民負担で支える制度であることに鑑みれば、国民に還元することが適当であること、②中立的な送配電会社が、買取義務の履行により生じる想定外の利益を手にしすべきではないことを踏まえれば、遡及対応の必要性と妥当性が認められることから、緊急対応として、遡及的に生じた収支余剰相当額を賦課金の軽減に充て、国民に還元する仕組みとする方向で検討してはどうか。
- 具体的には、論点 1 の整理と同様に、現行法の規定も踏まえ、今後の不足分の交付において、今回の余剰分を相殺する方法により、「交付」の規定の中で手当てする方向で、省令改正の詳細設計を進めてはどうか。すなわち、送配電買取の2020年12月～2021年1月買取分について生じた余剰分について、省令改正後の不足分の交付額算定に際して、余剰分相当額を控除していくことになると思われる。
- なお、小売買取に関しては、遡及は行わず現行の規定のとおりとする。

論点 3. 小売買取において運用上認められている、小売買取事業者による選択的な調達価格での非FIT再エネ買取りの取扱い①

- 現状、小売買取の対象となっているFIT電気について、小売電気事業者には、特定契約に基づく買取義務の履行とは別に、**買い取ったFIT電気について、交付金申請を行うかどうかについて選択可能となっている。**その際、**交付金申請を行わなかった買取分については、非FIT電気として表示することが認められている。**
- これは、再エネ電気の表示に係るニーズに応え、**賦課金の補填が可能なFIT電気について、あえて、賦課金によらず自ら買取費用と回避可能費用の差分を負担する場合を想定して、認められているもの**である。
- 他方で、**今後もこれを認め続けた場合、市場価格が高騰した時に、市場価格と買取価格を比較して、小売電気事業者が、その月の分の交付金申請を行わず、論点 1 で整理した翌月以降の交付金との相殺を免れることが可能になる。**
- これは、再エネ表示について本ルールを設けた趣旨に反するのみならず、**今後、再エネのコストダウンも相まって、市場価格と買取価格の逆転も想定される中で、国民負担への影響が懸念される。**

論点 3. 小売買取において運用上認められている、小売買取事業者による選択的な調達価格での非FIT再エネ買取りの取扱い②

- そのため、今後は、原則、小売買取事業者による選択的な交付金申請は認めないこととし、買取電力についてはすべて交付金申請させることとしてはどうか。
- なお、例外的運用として、継続的に買取量の一部を交付金申請しないことを希望する場合には、その期間及び交付金申請割合を費用負担調整機関に対して申請させることとし、申請内容が妥当であれば、一定期間、変更をしないことを前提に、交付金申請しないことを認めることとしてはどうか。

※ 本件のニーズが「再エネ表示」に係るものであること、市場価格変動への回避への悪用を防ぐ必要があること等を踏まえると、一定期間については1年間とし、1年間経過後には、改めて届出を行うこととしてはどうか。

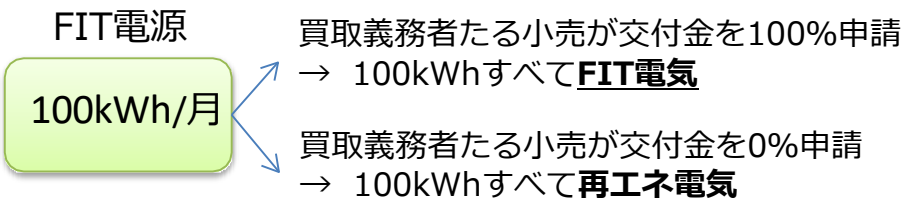
※ なお、届け出た交付金申請割合を維持できなくなった場合にも、小売買取から送配電買取に移行すること等が可能。

(参考) F I T 電気表示と F I T 交付金との関係

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会第10回
(2017年1月25日) 資料3-2より抜粋

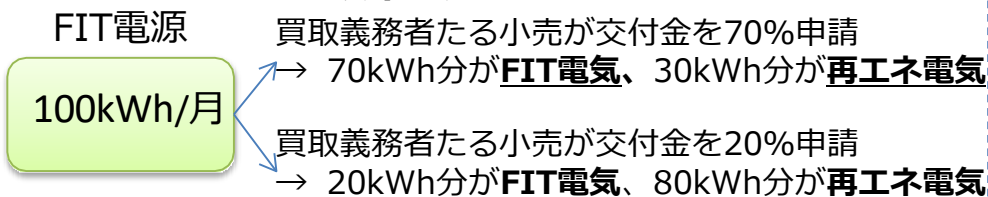
- 現在、小売買取の対象となっている F I T 電気については、毎月、F I T 交付金の申請を行うかどうかを買取義務者たる小売電気事業者の裁量に委ねている。
- このため、F I T 交付金を全く申請しなかった月分については、F I T 電源から買い取った電気であったとしても、電気の需要家の負担を原資とする F I T 交付金による支援を受けず自主的に調達した再エネ電気と整理しており、電源構成表示上も、「再生可能エネルギー発電所により発電された電気（F I T 電気を除く。）」との表示を行うことが認められている。
- これまでの運用では、毎月の F I T 交付金の申請割合は 1 0 0 % または 0 % に限って認めていたが、「再生可能エネルギー電気」「F I T 電気」との表示の使い分けニーズが高まっていることに鑑み、平成 2 9 年度当初より、F I T 電源の発電量の一定割合に相当する k W h 分についての F I T 交付金申請を認め、残余の k W h 分の割合については「再生可能エネルギー電気」としての表示を認めることとしてはどうか。

<現在の運用>



<改善案>

以下の選択を可能に



<参考> 電力の小売営業に関する指針におけるFIT電気の定義

(※現行FIT法の条文に基づく記載となっている)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー電気（**小売電気事業者が当該調達した再生可能エネルギー電気について再エネ特措法第 8 条第 1 項の交付金を受けている場合に限る。**）をいう。再エネ特措法に従い、以下のエネルギー源を変換して得られる電気である必要がある。以下同じ。

- ① 太陽光
- ② 風力
- ③ 水力（設備認定基準上、出力が 3 万 k W 未満の水力発電所を用いたものに限定されている。）
- ④ 地熱
- ⑤ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）。以下同じ。）

目次

1. 市場の価格変動がFIT制度へ与える影響に係る基本的考え方
2. 今般の市場価格高騰のFIT制度への影響
3. 今般の事象を踏まえた具体的対応と今後の制度の在り方（本日の論点）
4. **需要家保護を目的としたFIT特定卸供給に係る特例対応**

FIT特定卸供給への支払猶予措置に係る対応

- FIT特定卸供給により小売事業者がFIT電気を調達する場合、卸料金は市場価格連動であるため、今般の市場価格高騰により、小売電気事業者にとって急激な負担増が発生し、ひいては、需要家にも大きな影響を及ぼしかねない状況となっている。
- また、FIT特定卸供給における料金支払いは、月単位であることから、この冬の市場価格高騰の影響を受けた請求分については、一度に高額なキャッシュアウトが発生することとなる。これを踏まえ、市場価格高騰局面においても、需要家が安定した電力供給を受けられるために、送配電事業者の協力を得て、FIT特定卸に関して、電気料金の支払猶予措置を講じることとしたところ。
- なお、支払猶予措置を講じることに伴い、送配電事業者にとっては、債権回収の観点でリスクが生じる。そのため、支払猶予分の債権が、客観的かつ合理的な理由で回収できなかった場合には、前述の、送配電買取の収支余剰相当額を今後の交付金支払において相殺する仕組みにおいて、送配電事業者の負担が軽減されるよう、十分に配慮することとする。

小売事業者数	135者
FIT電源数	11,380設備

(2021年2月5日時点)

(参考) FIT特定卸供給への支払猶予措置の概要

● FIT特定卸供給への支払猶予措置として、具体的に以下の対応を実施。

- 2月15日（本件支払猶予措置に係る再エネ卸供給約款の特例承認の翌営業日）以降に支払期日が到来する最初の1か月の再エネ卸供給料金を対象として、
- 事業者から申請があった場合、一律に支払期日が4月15日まで延長されることになる。
- その上で、事業者が一定の要件（※）を充足する場合には、最長7月15日まで支払期日が延長され、当該期間内で均等に分割して支払うことを認めることとする。

支払期日の猶予（イメージ）

